

鴨川市男女共同参画推進審議会 平成27年度 第2回会議 次第

日時：平成27年11月19日（木）

午後3時00分から

場所：鴨川市役所4階大会議室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 事

（1）第2次鴨川市男女共同参画計画素案について

4 その他

5 閉 会

[配布資料]

- ・ 次第
- ・ 席次表
- ・ 出席者名簿
- ・ 資料1 第2次鴨川市男女共同参画計画（素案）
- ・ 資料2 市民意識調査結果の補足について
- ・ 鴨川市男女共同参画推進審議会第1回会議 会議録

鴨川市男女共同参画推進審議会 平成 27 年度第 2 回会議 出席者名簿

日時：平成27年11月19日(木)

午後3時00分から

場所：市役所4階大会議室

1 委 員

氏 名	備 考
上村 美智代	
黒川 洋子	
齋藤 守彦	
立野 慶子	
角田 佐智子	
長谷川 裕一	
速水 昭雄	

(アイウエオ順・敬称略)

【欠席委員】

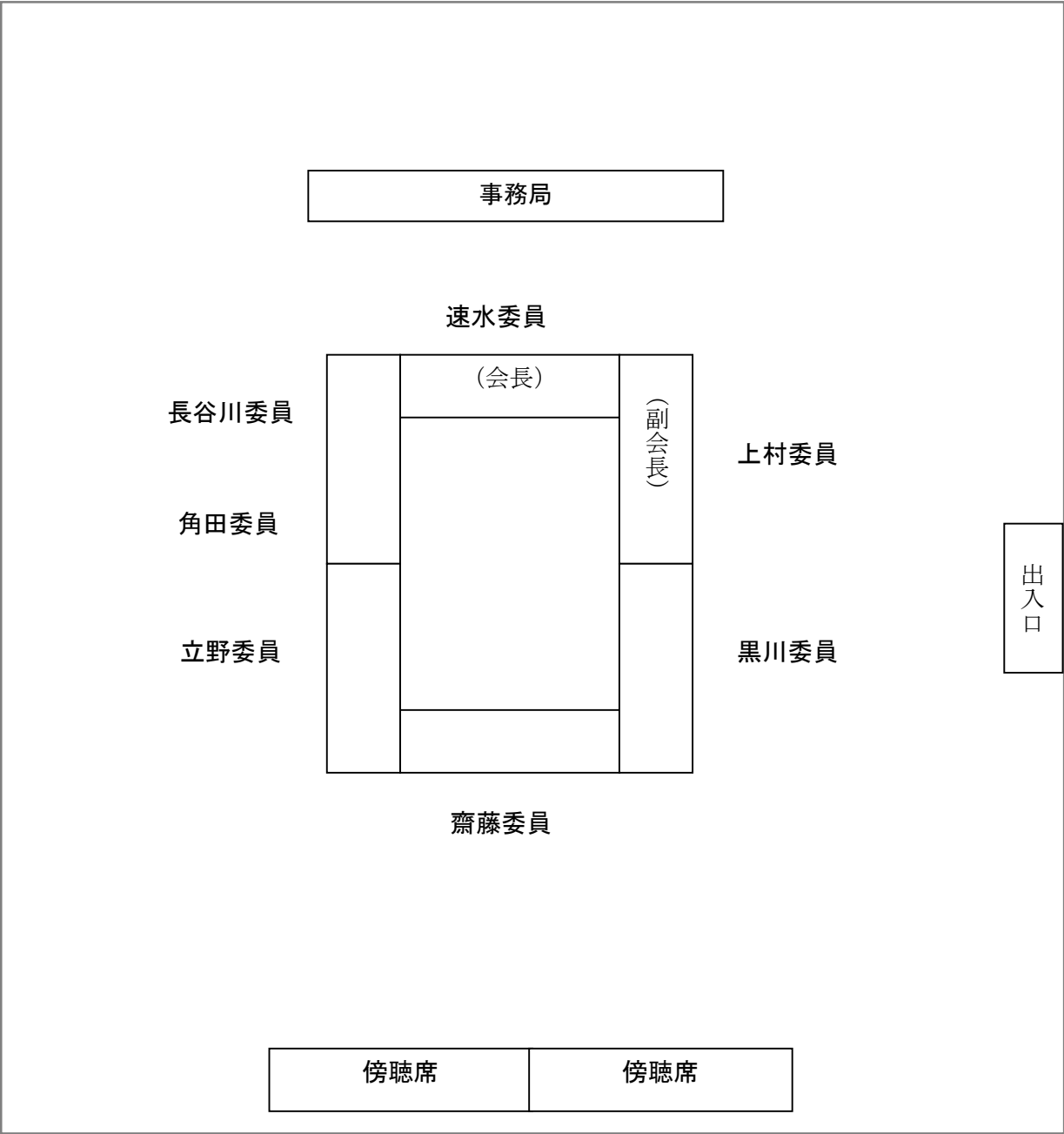
氏 名	備 考
永井 佳美	

2 事務局

氏 名	所属・職	備 考
平川 潔	企画政策課 課長	
石井 宏子	企画政策課 課長補佐	
藤代 公貴	企画政策課 政策推進係 係長	

鴨川市男女共同参画推進審議会 平成 27 年度 第 2 回会議 席次表

日時： 平成 27 年 11 月 19 日(木)
午後 3 時から
場所： 市役所 4 階大会議室



第 2 次鴨川市 男女共同参画計画

(素案)



平成 28 (2016) 年度～平成 32 (2020) 年度

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨	1
2 計画策定の背景	3
(1) 世界の動き	3
(2) 国の動き	3
(3) 千葉県の動き	4
(4) 鴨川市の取り組み状況	5
3 鴨川市を取り巻く環境	6
(1) 統計調査	6
(2) 市民意識調査	11
4 計画策定の焦点（重要項目）	13
(1) 個人の人権を尊重する、共生と平等の社会の実現	13
(2) 男女が共に個性や能力を活かしつつ、家庭や仕事、 地域活動との両立ができる社会環境の整備	14
(3) あらゆる年代における、男女共同参画に関する教育・学習の推進	15
5 計画の位置づけと期間	16
(1) 計画の位置づけ	16
(2) 計画の期間	17
6 計画の策定方法と推進体制	18
(1) 計画の策定方法と市民ニーズの反映	18
(2) 計画の推進体制	18
(3) 市の男女共同参画に求められる各々の役割（あるべき姿）	19
(4) 計画の進行管理	20
(5) 評価指標	20

第2章 計画の理念と目標（施策の体系）

1 鴨川市のめざす地域社会（基本理念）	21
2 計画の基本目標と施策の体系（展開）	21
〈施策の体系〉	22
〈施策の展開〉	23

第3章 計画の内容

基本目標Ⅰ 社会意識の醸成による人権の尊重と男女共同参画社会の実現

施策の方向 1 人権尊重と男女共同参画への意識改革と理解促進	25
施策の方向 2 あらゆる暴力・虐待等を許さない環境づくり 【DV対策基本計画】	28
施策の方向 3 人権侵害を許さない社会環境づくり	30

基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女の参画促進

【女性活躍推進計画】

施策の方向 1 行政における男女共同参画の推進	32
施策の方向 2 市内事業所等における方針決定過程への女性の参画促進	33
施策の方向 3 家庭や子育てにおける男女共同参画の促進	34
施策の方向 4 地域活動等における男女共同参画の促進	36
施策の方向 5 雇用の場における男女の機会均等と 待遇の確保のための環境づくり	37
施策の方向 6 農林水産業・自営業における女性の地位向上の促進	38

基本目標Ⅲ 男女が共に自立し、生涯を通して

安心・安全に暮らせる環境づくり

施策の方向 1 誰もが安心して暮らせる環境の整備	39
施策の方向 2 高齢者・障害者、外国人等が安心して暮らせる環境整備	40
施策の方向 3 生涯を通じ性差に配慮した心とからだの健康支援	42
施策の方向 4 男女共同参画の視点に立った防災体制の確立	43

資料編

- 男女共同参画社会基本法
- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律
〔ＤＶ防止法〕
- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
〔女性活躍推進法〕
- 男女共同参画社会実現に向けた施策の国内外の経過
(世界・日本・千葉県・鴨川市)
- 鴨川市男女共同参画審議会設置要綱
- 鴨川市男女共同参画審議会 委員名簿
- 鴨川市男女共同参画計画の策定経過
- 市民意識調査結果の結果（抜粋）
 - ・計画の現況反映
 - ・自由意見のまとめ 等



② 「男女共同参画社会基本法」ってどんな法律？

男女共同参画社の形成を促進するために平成 11（1999）年に制定されました。

② 「男女共同参画社会」って何だろう？

男女共同参画社会とは、「男女が互いにその人権を尊重しつつ、ともに喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮することができる社会」のことです。

生物学的には男女に違いがあることを認めた上で、「男だからこうあるべき」「女だからこうあるべき」といった、性別によって固定的に役割を決めつける意識を社会全体で直していこうとするものです。

② 「男女平等」と「男女共同参画」ってどう違うの？

2つの用語の理念は同じですが、本計画においては、男女共同参画社会基本法に基づいて、基本的に「男女共同参画」という用語を使用します。ただし、性別にかかわらず人権が等しく尊重されることを表す箇所では「男女平等」という用語を使用します。

※生物学的な違いがあることを否定するものではない

② 男女共同参画社会が実現すると、どのような社会になるの？

男性も女性も、意欲に応じてあらゆる分野で活躍できる社会

家庭では・・・

学校では・・・

職場では・・・

地域では・・・

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

少子高齢化、人口減少、家族形態の多様化、職場や地域などあらゆる分野への女性の進出の拡大といった急速な社会の変化に伴い、これまでの価値観や生き方、社会の仕組みなどが大きく変容する中で、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現がこれまで以上に求められています。

男女共同参画社会とは、男女が社会の一員として対等な立場（男女平等）でいることが前提です。自分の意思によって社会のあらゆる分野の活動を行える機会があり、男女とも均等に政治的、経済的、社会的及び文化的な利益を受けることができ、そのため男女共に責任を担う社会のこととしています。その社会を実現することで、一人ひとりが性別にかかわらず、夢や希望に沿った豊かな人生を歩むことを目指しています。

【男女共同参画社会のイメージ図】 ※検討中



〔参照：内閣府男女共同参画局HPより〕

国は、「男女共同参画社会基本法」を平成 11（1999）年に制定し、男女共同参画社会の実現を、21 世紀の我が国における重要課題として位置付け、地方公共団体や国民の責務についても明記しています。

本市では、地域の継続的な発展に向けた重要な取り組みのひとつとして、家庭・地域・学校・職場などのあらゆる場で、全ての人が共に支え合い、認め合い、市民一人ひとりがこれまで以上にいきいきと活躍できる男女共同参画社会の実現に向け、平成 22（2010）3 月に『鴨川市男女共同参画計画』を策定し、さまざまな施策・事業を推進してきました。

これまでの取り組みにより、男女共同参画社会の実現に一定の前進が図られましたが、まだまだ十分ではありません。今後も引き続き、家庭・地域・学校・職場などあらゆる場面で、市・市民・事業者等が連携・協働して課題の解決に取り組んでいくことが必要です。

しかし、近年時代は大きく変化し、価値観やライフスタイルの多様化が進み、また経済情勢の悪化などを原因として雇用環境が厳しくなるとともに、家庭内における配偶者への暴力（DV）や子ども、高齢者への虐待等の問題も顕在化しています。

平成 13（2001）年には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「DV防止法」という。）が、平成 27（2015）年 8 月には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）が制定されるなど、男女共同参画施策は大きな転換期を迎えています。

こうした状況の中、平成 22（2010）年 3 月策定の鴨川市男女共同参画計画の期間が平成 27（2015）年度で終了することから、それらの施策や事業の進捗状況等を踏まえ、平成 28（2016）年度を初年度とする第 2 次計画を策定します。

2 計画策定の背景

(1) 世界の動き

本計画の背景について世界の動きからみると、国際連合が「国際婦人年」と定めた昭和 50（1975）年に、第 1 回の世界会議として「国際婦人年世界会議」の開催及び『世界行動計画』が採択され、国連総会における「平等・発展・平和」の目標を掲げ、女性の地位向上を目指した「国連婦人の十年」（昭和 51〔1976〕年から昭和 60〔1985〕年まで）の設定など、男女共同参画社会推進のための国際的な基盤が急速に整備されました。

さらに昭和 60（1985）年に、第 3 回世界女性会議（ナイロビ）が開催されたことを受け、日本は昭和 62（1987）年に 21 世紀に向けて男女共同参画社会の形成をめざす「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」を策定しました。

平成 7（1995）年には、第 4 回世界女性会議（北京）の開催から、西暦 2000 年に向けて世界的に取り組むべき優先的課題を盛り込んだ「行動綱領」とその実現への決意を示した「北京宣言」が採択され、特にあらゆる問題解決のために、女性のエンパワーメント（力をつけること）が強調されています。

また、平成 23（2011）年に国際的な 4 つの機関が発展的統合を遂げ、「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（UN-Women）」が発足し、平成 24・26（2012・2014）年の国連婦人の地位委員会においては、日本が東日本大震災の経験を踏まえて提出した「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案（「自然災害とジェンダー」決議案）が採択されるなど、女性のエンパワーメントに向けた取組みはより発展的な内容へ転換しています。

(2) 国の動き

国内の男女共同参画に向けた取組みは、世界の動きを受けて昭和 50（1975）年の「婦人問題企画推進本部」の設置や、昭和 52（1977）年の「国内行動計画」の策定をはじめとした社会的な取組みが展開され、「男女雇用機会均等法」の制定公布等により昭和 60（1985）年「女子差別撤廃条約」が批准されました。

平成 6（1994）年 6 月には、内閣府総理大臣の諮問機関として「男女共同参画審議会」が設置されたほか、新たに総理府（現内閣府）に「男女共同参画室」が設置されました。

平成 8（1996）年には、男女共同参画審議会が答申した「男女共同参画ビジョン」を受け、「男女共同参画 2000 年プラン」が策定されました。

平成 11（1999）年には、男女共同参画審議会の答申を受けて、「男女共同参画社会基本法」が制定され、平成 12（2000）年には同法に基づき『男女共同参画基本計画（第 1 次）』が策定されました。平成 13（2001）年には、中央省庁の再編成に伴って内閣府に「男女共同参画局」が設置されるとともに、男女共同参画審議会の機能を発展的に受け継ぐ「男女共同参画会議」が設置されました。また同年には、「DV防止法」が制定されました。

近年では、少子社会・超高齢社会における家族形態・労働環境の変化などライフスタイルの一層の多様化への対応が求められ、平成 19（2007）年に「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」（平成 22〔2010〕年改定）が、平成 24（2012）年には『「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画』が策定されました。これに加えて平成 27（2015）年 8 月には、女性が活躍できる場の整備・充実を推進するため、「女性活躍推進法」が制定されたところであり、法整備等が着々と整いつつあります。

現在、新たに「第 4 次男女共同参画基本計画」の策定に向け、「第 4 次男女共同参画基本計画策定にあたっての基本的な考え方」（平成 27〔2015〕年●月策定）により目指すべき社会が示され、その実現を通じて男女共同参画社会の形成の促進を図ることとしています。

（3）千葉県の動き

千葉県では、世界や国の動向を踏まえ、昭和 56（1981）年に「千葉県婦人施策推進総合計画」、昭和 61（1986）年「千葉県婦人計画」、平成 3（1991）年「さわやかちば女性プラン」を策定し、女性の地位向上とその関連分野における施策を総合的・効果的に推進してきました。

平成 8（1996）年には、男女共同参画社会の形成を目指すことを基本目標として、第 4 次の女性計画である「ちば新時代女性プラン」を策定しました。

平成 12（2000）年には、男女共同参画社会の推進体制強化を図るため、庁内組織「千葉県男女共同参画推進本部」を設置し、新たな担当部署として企画部（現在、総合企画部）に「男女共同参画課」を設置しました。

平成 13（2001）年に、男女共同参画社会基本法に基づき「千葉県男女共同参画計画」を策定しました。

平成 14（2002）年に、DV防止法の施行に伴い、被害者支援のため、男女共同参画課内に「DV対策担当チーム」を設置しました。

平成 18（2006）年に、新たな課題への対応を踏まえた「千葉県男女共同参画計画（第 2 次）」を策定しました。また、同年「千葉県DV防止・被害者支援基本計画（以下「DV防止基本計画」という。）」を策定し、改正DV防止法の施行を受けて、平成 21（2009）年にDV防止基本計画（第 2 次）へと引き継がれています。

平成 23（2011）年 3 月、第 2 次計画を見直した「第 3 次千葉県男女共同参画計画」を策定しました。

平成 24（2012）年 3 月には、「千葉県DV防止・被害者支援基本計画（第 3 次）」を策定しました。

(4) 鴨川市の取組み状況

本市では、平成 16（2004）年鴨川市・天津小湊町合併協議会により策定された「鴨川市・天津小湊町新市まちづくり計画」と、これを受け合併後の新市により、平成 18（2006）年に策定された「第 1 次鴨川市総合計画」において、男女共同参画計画の策定に加え男女共同参画にかかわる市民啓発の推進や、ドメスティック・バイオレンス被害者の相談・支援体制の整備を推進することとしました。

ドメスティック・バイオレンスに関する相談受付は、平成 24（2012）年 4 月、健康推進課内に「福祉総合相談センター」を設置し、保健福祉等に関する様々な相談に対応するワンストップサービスの提供を開始したことにより、DVを含めた複雑な家族の問題にも対応できる体制が整いました。

また、男女共同参画計画の策定に向けて、平成 21（2009）年に「男女共同参画に関する市民意識調査」を実施し、家庭・地域・職場など様々な場面における男女共同参画についての市内の実状や、市民の意識の現状把握を行うとともに、市内在住の識見者により構成された「鴨川市男女共同参画審議会」を設置し、本市における男女共同参画計画の内容について検討を行いました。

平成 23（2011）年 3 月に「鴨川市男女共同参画計画」を策定し、男女が互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、性別に関わりなくその個性と能力を発揮することができ男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを推進しました。

平成 24（2012）年 11 月に新たな審議会として、「鴨川市男女共同参画推進審議会」を改めて設置するとともに、前回調査からの意識の変化を把握するため、市民意識調査を実施しました。

平成 27（2015）年には「男女共同参画に関する市民意識調査」を実施し、この市民意識調査の結果や各種統計資料等を考慮しながら、新たな計画の内容を検討しました。

■市民意識調査結果の回収結果

配布数	有効回収数	回収率
2,000 件	845 件	42.3%

3 鴨川市を取り巻く環境

(1) 統計調査

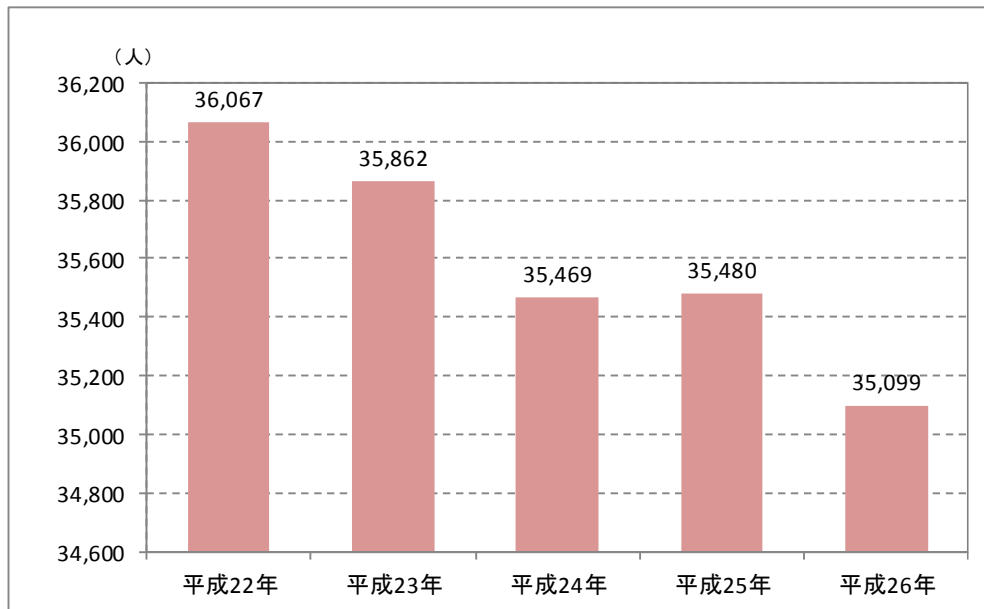
① 人口の推移

【人口の減少と世帯数の増加】

本市の総人口における推移を見ると、平成 22 年 (36,067 人) から平成 26 年 (35,099 人) までに 968 人減少しており、ほぼ経年的な減少傾向を示しています。

地区ごとに平成 24 年から平成 26 年の人口推移を見ると、全ての地区において緩やかな減少傾向を示していますが、人口規模の大きい鴨川地区の減少数 122 人と比べ、天津小湊地区は 275 人と最も多く減少しています。

■ 総人口及び世帯数の推移



〔出典：住民基本台帳（各年 3 月 31 日現在）〕

■ 地区別の人口推移

大 字	平成 24 年		平成 25 年		平成 26 年	
	人口	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数
鴨川地区	18,928	8,571	18,842	8,632	18,806	8,751
長狭地区	5,046	2,156	4,948	2,153	4,834	2,138
江見地区	5,256	2,254	5,195	2,271	5,099	2,270
天津小湊地区	6,613	2,816	6,485	2,807	6,338	2,782

〔出典：鴨川市統計書（平成 26 年版）〕

② 年齢別人口と出生率の状況

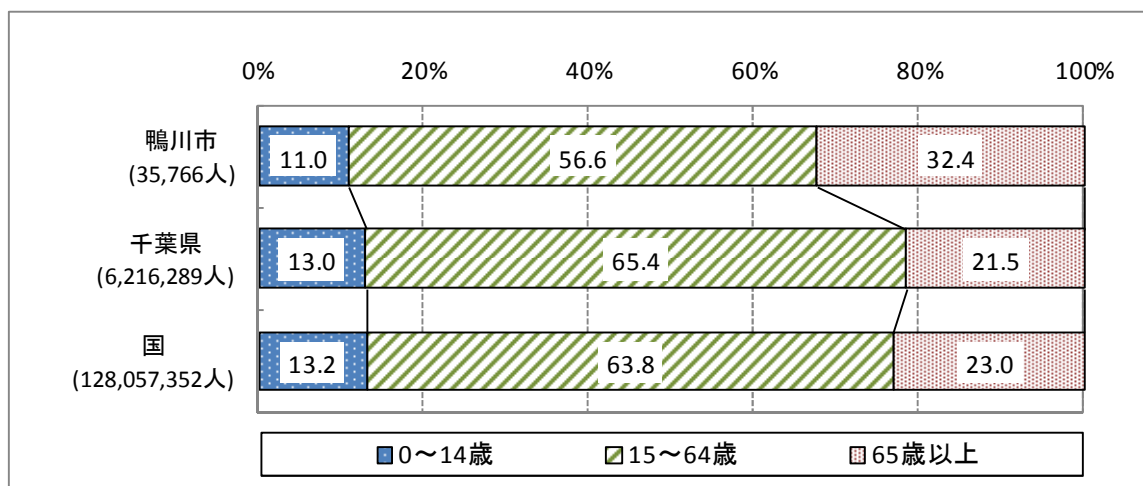
【少子高齢化の進行】

本市の年齢区分別の人口比率を、国・県と比較したところ、0～14歳の年少人口と15～64歳の生産年齢人口の年齢層は、国・県の占める割合を下回り、65歳以上の老年人口が約10ポイント大きく上回っており、高齢化の傾向がよりいっそう高まっています。

合計特殊出生率により、女性が一生のうちに生む子どもの平均的な人数をみると、平成21年の1.34から国・県のほぼ平均値を上回る増加と減少を繰り返すように推移していますが、平成26年には1.14と著しく低下しており、今後、国・県の平均値を大きく下回りながら少子化の傾向がさらに強まることも想定されます。

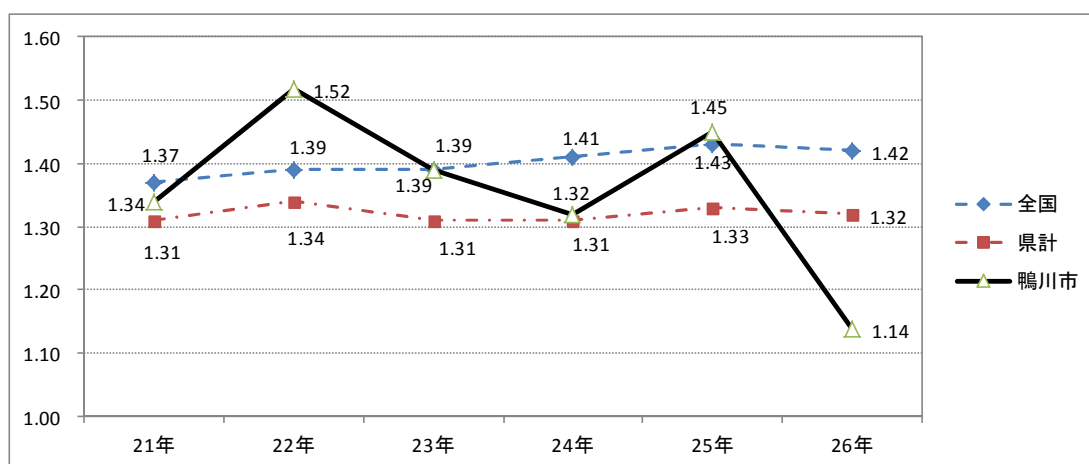
この様に本市の課題である少子高齢化は、これまで以上に労働者の高齢化及び減少に伴う地域経済の低迷や、高齢者人口の増加による年金、医療・介護費等の支出増大が著しく進むことが懸念されます。

■年齢3区分別人口比率（平成22年）



〔出典：国勢調査（平成22年10月1日現在）〕

■合計特殊出生率



〔資料：千葉県健康福祉部健康福祉指導課〕

③ 世帯状況

【核家族化の進行】

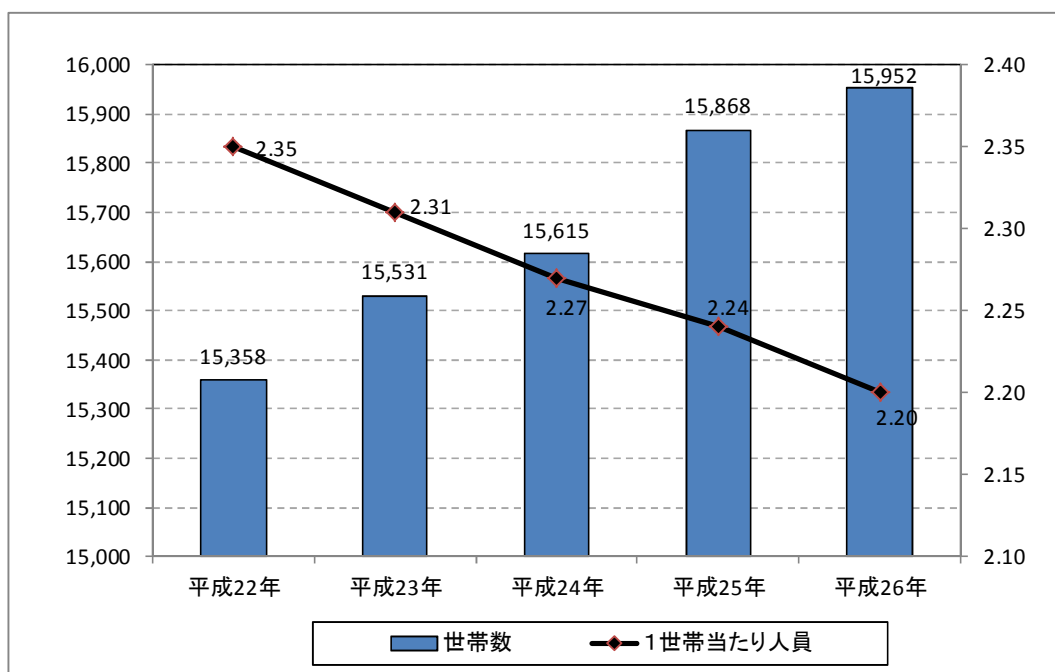
本市の世帯数は増加傾向にあり、平成 22 年から平成 26 年までに 451 世帯増加しています。

一方、総人口は減少傾向にあるため、1 世帯当たりの人員が減少を示しており、平成 22 年（2.35 人）から平成 26 年（2.20 人）までに 0.15 人減少しています。

また、平成 22 年（国勢調査）における世帯の家族類型を見ると、単独世帯の割合が 32.7% となり、核家族化の傾向とともに一人世帯が大きく増加している状況となっています。さらに、年齢区分別に見られる少子高齢の傾向から、一人世帯の高齢者が増加していることがうかがえます。

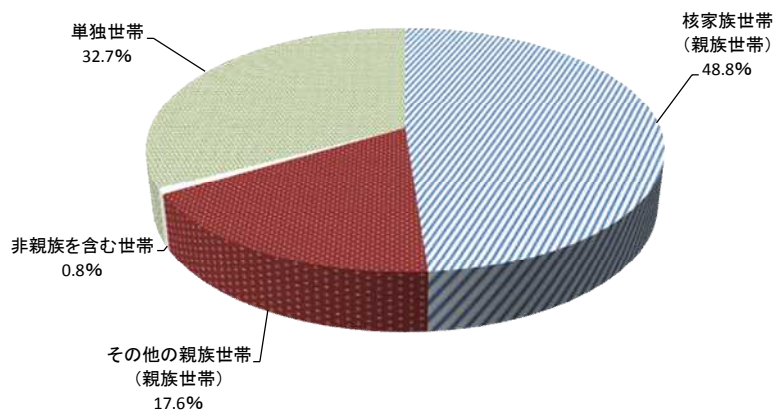
〔単身世帯の内 65 歳以上世帯比：平成 17 年 10.8% → 平成 22 年 37.5%（国勢調査参照）〕

■世帯数及び 1 世帯当たり人員



〔出典：住民基本台帳（各年 3 月 31 日現在）〕

■世帯の家族類型（平成 22 年）



〔出典：国勢調査（平成 22 年 10 月 1 日現在）〕

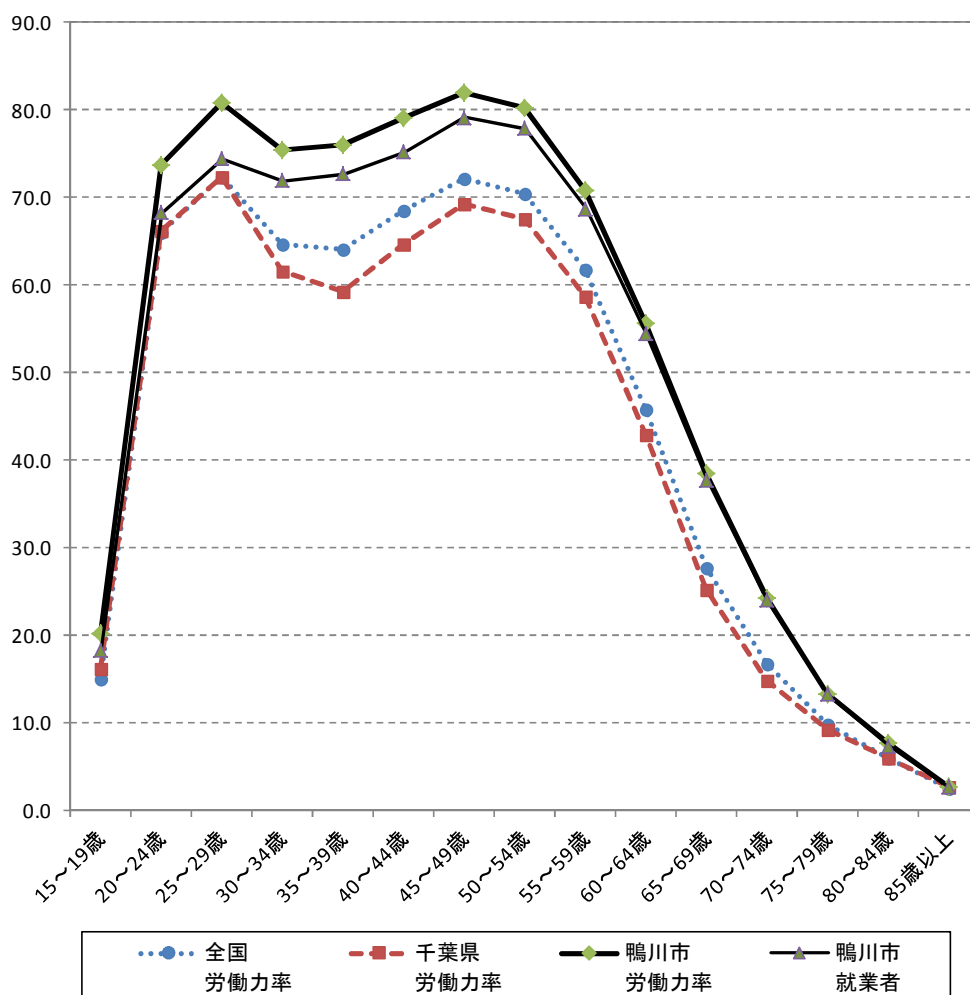
④ 女性の労働状況

【高水準にある女性の労働力率】

日本の年齢別に見た女性の労働力率は「M字曲線」と言われており、30歳前後に結婚・出産などに伴い低下し始め、その後再び上昇して40歳代後半にピークを迎える傾向にあります。この中で、市の労働力率は国・県を大きく上回り、30歳代から40歳代の落差が小さいことが特徴として見られ、労働の場での活躍を希望する女性の割合が非常に高いことがわかります。

しかし、市の就業率を年齢別に見ると、20歳から30歳にかけて労働力率とのかい離が大きく、この年代は働く意思があっても仕事についていない人が多い状況となっています。

■ 女性年齢階級別の労働力率と就業率（平成22年）



〔出典：国勢調査（平成22年10月1日現在）〕

※1 労働力率：15歳以上の人口に占める労働力人口の比率。労働力人口は就業者に失業者を加えた人数であるため、労働力率は、労働可能人口のうち働く意思がある人の比率ということになります。

※2 就業率：15歳以上の人口に占める就業人口の比率。就業者は、収入を得ることを目的とした仕事に従事している有業者（従業者）のことをいい、仕事を持っているが休んでいる休業者も含まれます。

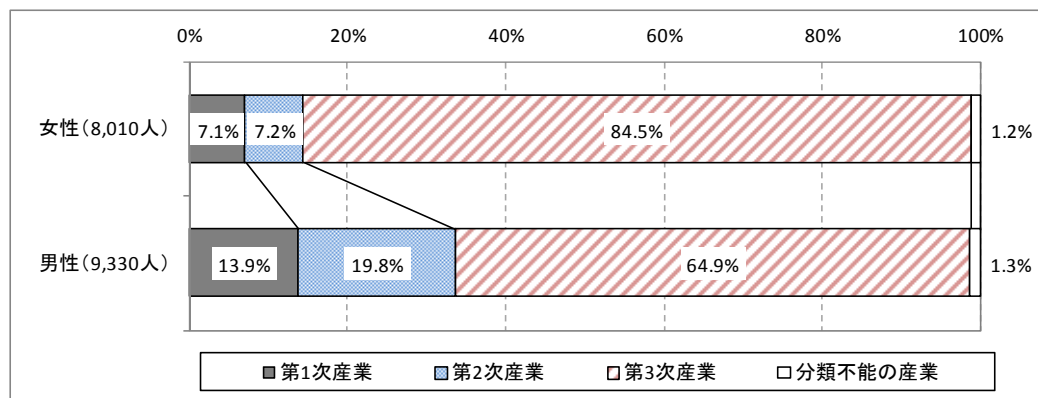
⑤ 女性の就業状況

【第3次産業が大多数を占める女性の就業先】

産業分類別に15歳以上の就業者数の比率を見ると、第3次産業の従業者について女性が84.5%を占め、男性の64.9%を大きく上回る割合となっています。

女性の全就業者のうち産業別に見ると、「医療、福祉」（28.6%）が最も多く占め、次いで、「卸売・小売業」（18.2%）、「宿泊業、飲食サービス業」（15.9%）との順になっています。

■産業分類別の就業者比率（平成22年）



〔出典：国勢調査（平成22年10月1日現在）〕

■産業別の女性就業者数 — 上位5位 —（平成22年）

順位	職 業	女性就業者数	全就業者に占める比率
1位	医療、福祉	2,289人	28.6%
2位	卸売業、小売業	1,460人	18.2%
3位	宿泊業、飲食サービス業	1,276人	15.9%
4位	農業	496人	6.2%
5位	教育、学習支援業	452人	5.6%

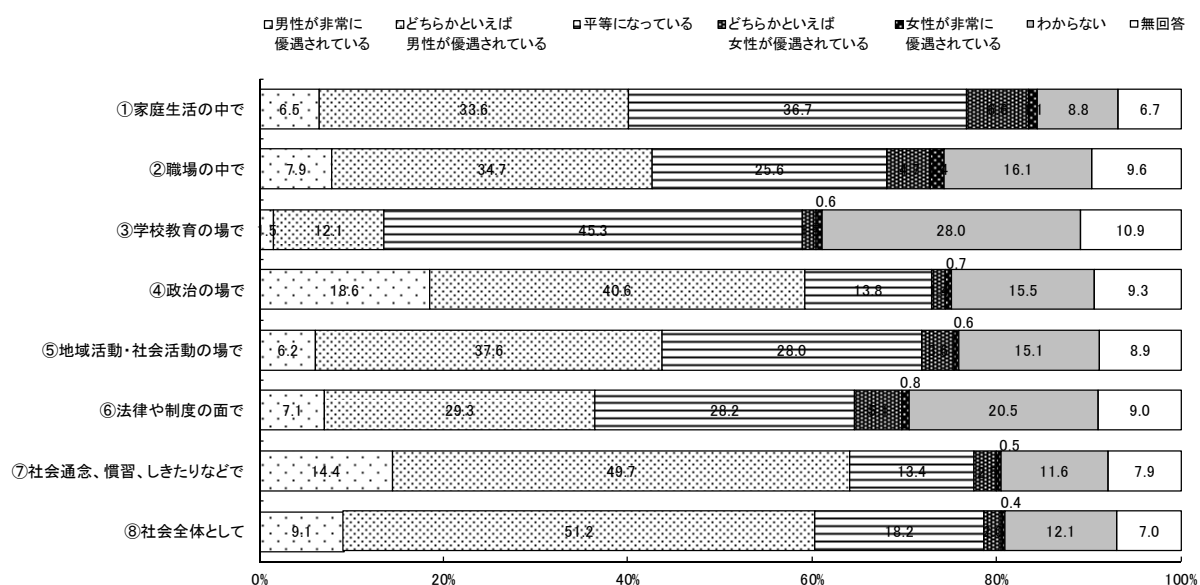
〔出典：国勢調査（平成22年10月1日現在）〕

(2) 市民意識調査

① 男女の平等意識について

“男性が優遇されている”及び“どちらかといえば男性が優遇されている”を併せた「男性が優遇されている」との回答が過半数を占める項目は、「政治の場で」、「社会通念、慣習、しきたりなどで」、「社会全体として」が多く挙げられています。

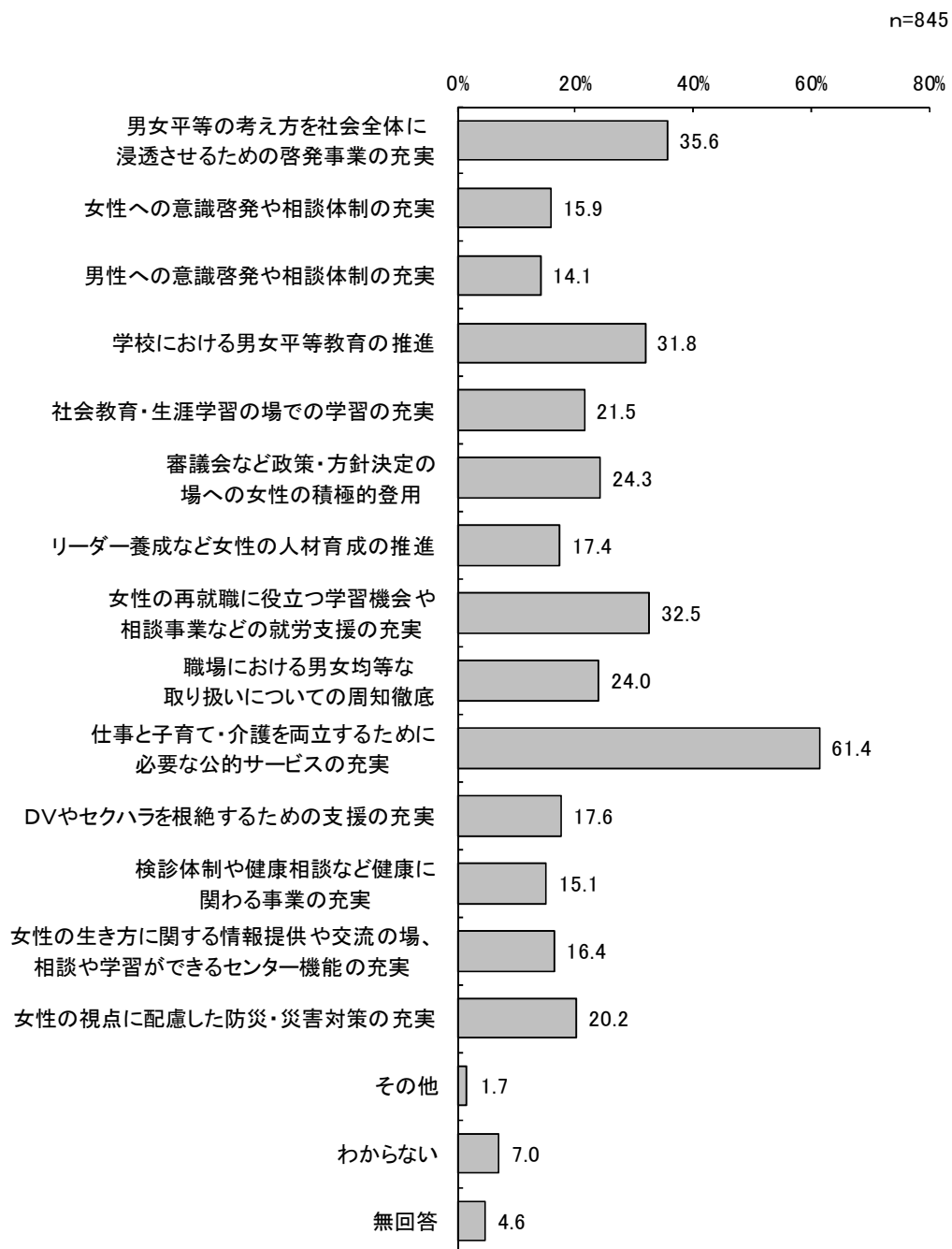
■男女の平等意識－社会全体として（平成 27 年）



② 男女共同参画社会の実現のために取組むべきこと

本市において取組むべきこととして、「仕事と子育て・介護を両立するために必要な公的サービスの充実」が、全体回答の6割を超えて最も多くなっています。

■男女共同参画社会の実現のために市が取組むべきこと（平成27年）



4 計画策定の焦点（重要項目）

これまでの社会情勢と本市の現状から導かれる課題を踏まえて、本計画の策定にあたっては以下の3点を重視し、計画全体にわたる横断的視点として位置づけ、本計画の施策を充実させるものとします。

（1）個人の人権を尊重する、共生と平等の社会の実現

市民意識調査によると、社会全体として平等になっていると感じている人は4分の1程度にとどまり、男性が優遇されていると感じている人がほぼ半数に上ります。

また、分野別で見た場合、「社会通念、慣習、しきたり」については平等との回答が1割にとどまる一方、男性優遇は6割を占めており、このような市民の意識の傾向が、女性の社会参画を妨げるひとつの要因となっている様子が見えてきます。

こうした状況を踏まえ、「個人の人権を尊重する、共生と平等の社会の実現」を特に重視することとし、関連施策の充実を図ります。

〔この分野における主な事業内容〕

- ・男女共同参画に関する情報の収集と市民への提供・意識啓発
- ・市民意識調査の実施
- ・人権相談の充実
- ・ドメスティック・バイオレンス等に関する対策の推進

(2) 男女が共に個性や能力を活かしつつ、家庭や仕事、地域活動との両立ができる 社会環境の整備

市民意識調査から、男女共同参画社会の実現のために市が取り組むべきこととして、6割以上が「仕事と子育て・介護を両立するために必要な公的サービスの充実」をあげています。

本市における女性の労働力率と就業率は国・県を大きく上回り、多くの女性が社会で重要な役割を担い活躍していますが、核家族化の進行などに伴い、子育てや介護などの家庭生活と仕事を両立するための支援の重要性が増している様子がうかがえます。

地域経済の持続的な発展という観点から見ても、少子高齢化とそれに伴う人口減少の更なる進行が見込まれる中にあっては、これまで以上に、男女が共に、その個性や能力を存分に発揮できる環境を整備していくことが必要です。

こうした状況を踏まえ、「男女が共に個性や能力を活かしつつ、家庭や仕事、地域活動との両立ができる社会環境の整備」を特に重視することとし、関連施策の充実を図ります。

[この分野における主な事業内容]

- ・ 審議会等における女性委員の登用の促進
- ・ 事業所等に対するワーク・ライフ・バランスに関する広報・啓発
- ・ 男性の食生活改善事業
- ・ パパママ学級の開催
- ・ 女性の再就職の促進
- ・ 農業分野における家族経営協定締結の促進
- ・ 教育・保育サービスの充実
- ・ 新たな幼保一元化の推進
- ・ 学童保育の充実
- ・ ファミリー・サポートセンターの利用促進

● 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」への取り組み

「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」は、出産・子育て期の女性を中心とした「仕事と家庭の両立」のテーマから、男女ともあらゆる世代にわたり“仕事中心”の生き方を見直し、多様な生き方を選択できる社会を創り上げていこうとする考え方です。

子育て・介護等の法整備は図られたものの、実態は多くの場合依然としてあまり変わらないというのが現状です。そのため、「ワーク・ライフ・バランス」の観点から男女の働き方、家庭・地域との関わり方、特に“男性にとっての男女共同参画、ワーク・ライフ・バランスの意味・意義”を見直し、自ら多様な生き方を選択できる取組みの推進を図っていく必要があります。

(3) あらゆる年代における、男女共同参画に関する教育・学習の推進

市民意識調査から、男女共同参画社会の実現のために市が取り組むべきこととして、「男女平等の考え方を社会全体に浸透させるための啓発事業の充実」、「学校における男女平等教育の推進」が3割以上と上位を占めています。

幼少期から他者を思いやる心を育み、その後も成長段階にあわせて男女共同参画に関する様々な体験や学習の機会を提供し、地域の共通理解を醸成していくことは、男女共同参画社会を実現していくうえで不可欠であるため、「あらゆる年代における、男女共同参画に関する教育・学習の推進」を特に重視することとし、関連施策の充実を図ります。

[この分野における主な事業内容]

- ・男女共同参画に関するセミナー等の開催
- ・男女共同参画に関する図書の充実
- ・男女平等の視点に立った学校教育・学習の推進
- ・育児、介護等に関する講座等への男性の参加促進
- ・出前講座への講師派遣事業

● 男女平等意識の浸透

男女が社会のあらゆる分野に主体的に参画していくためには、市民一人ひとりの個性と能力が十分に発揮されるような多様な生き方を選択できるよう、男女平等の意識づくりを進める必要があります。時代とともに男女の固定的な役割分担意識は次第に改善されつつありますが、長い時間の中で形づくられてきたものであり、即座に払拭することは難しく、さらに意識啓発に努めていく必要があります。

特に、昨今問題となっている「男らしさ」「女らしさ」の「ジェンダー問題」については、“あらゆる分野における社会的性別（＝ジェンダー）の存在に気づく視点”が大切になります。「人権を尊重した男女平等意識」の一層の浸透を図り、男女共同参画社会基本法で求められている、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮することができる社会を目指す必要があります。

5 計画の位置づけと期間

(1) 計画の位置づけ

◇この計画は、男女共同参画社会基本法に基づく、「市町村男女共同参画計画」であり、上位計画である「鴨川市総合計画」の分野別計画として、本市における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策や事業を総合的かつ効果的に推進するため策定したものです。

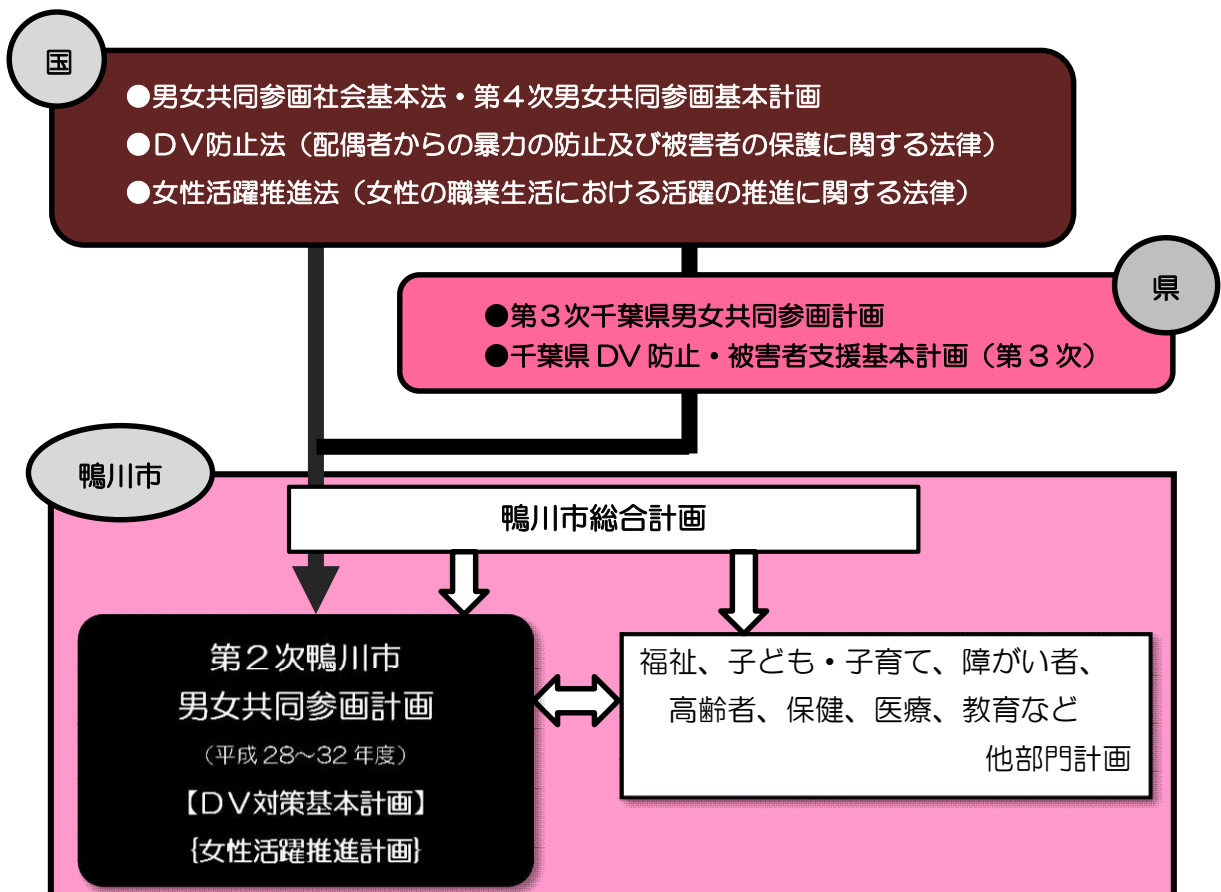
◇国及び千葉県が策定した関連計画や、市が策定した各種計画等との整合・連携を図り策定したものです。

◇市が取り組むべき男女共同参画推進施策の基本方針を示す総合的な計画であり、同時に、施策を総合的・効果的に推進するため、市民、各種団体、事業者などが自主的かつ積極的な活動を行う際の指針として位置づけます。

◇本計画のうち、基本目標Ⅰの主要課題2「あらゆる暴力・虐待等を許さない環境づくり」における施策「①DV（ドメスティック・バイオレンス）等に関する対策の推進」は、DV防止法第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」として位置づけます。

◇本計画のうち、基本目標Ⅱ「あらゆる分野における男女の参画促進」における施策は、女性活躍推進法に基づく市町村推進計画と一体のものとして位置づけます。

【計画の位置付けイメージ図】

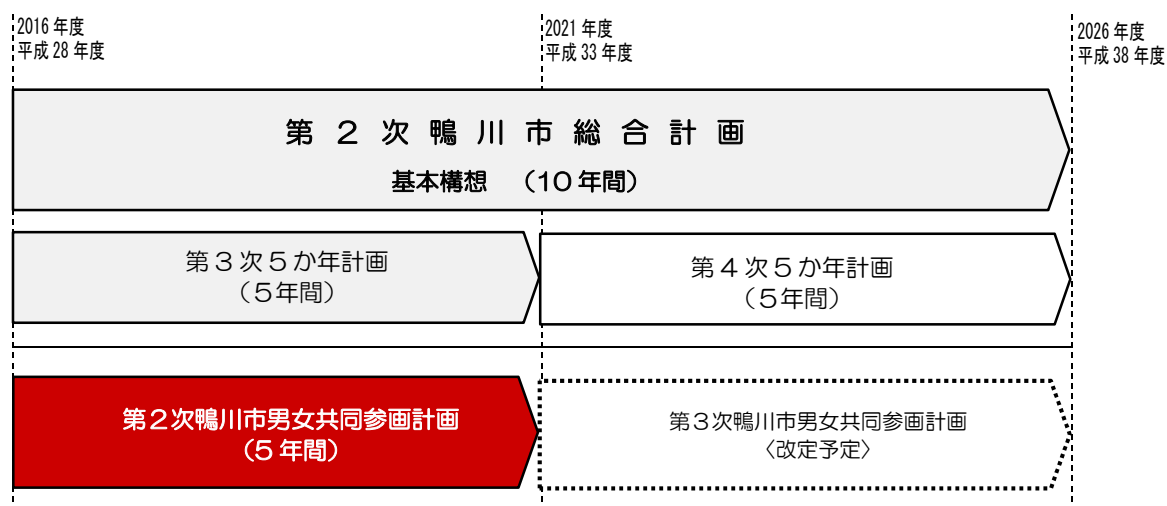


(2) 計画の期間

◇本計画の計画期間は5年間とし、平成28(2016)年度から平成32(2020)年度までとします。

また、計画期間中においても、社会経済情勢の変化や計画の進捗状況等、必要に応じて見直しを行います。

【計画期間のイメージ図】



6 計画の策定方法と推進体制

(1) 計画の策定方法と市民ニーズの反映

- ◇本計画の策定に際しては、平成 22 年 3 月策定の『鴨川市男女共同参画計画』を基本的に踏襲しつつ、社会情勢を考慮し、「鴨川市男女共同参画推進審議会」で委員の意見を通じて得られた意見・要望を市民意向・ニーズとして、可能な限り計画に反映させました。
- ◇「パブリック・コメント」の手続きを取り、広く市民から直接意見を募り、その結果を踏まえた意向をできるだけ反映して策定するよう努めました。
- ◇「男女共同参画に関する市民意識調査」（平成 27〔2015〕年度実施）等の結果から抽出された課題や意見・要望を、可能な限り計画内容に反映させるよう努めました。

(2) 計画の推進体制

男女共同参画社会の実現にあたっては、男女を取り巻く社会的背景を認識した上で、あらゆる分野において総合的かつ計画的に施策を推進することが必要となります。

また、市行政のみではなく、市内の事業所等や関係機関、そして市民一人ひとりが、それぞれの立場で本計画の目的を理解し、主体的に取り組んでいくことが必要です。

男女共同参画に関する施策を着実に推進していくために、基盤となる推進体制のより一層の充実に努めます。

① 庁内推進体制の充実

男女共同参画社会の実現は、行政が主体的に果たす役割が大きく、その取り組み内容は幅広い分野に渡るため、全ての職員が男女共同参画社会の実現を目指すという共通認識を持つことが重要であり、全庁体制により推進することで本計画の実現へ着実に向かっていきます。

② 市民との連携

男女共同参画社会づくりは、市民が家庭や地域・職場などにおいて自発的かつ主体的な行動をとることが必要不可欠です。市民が行動しやすい環境を整えるため、関連する情報等のわかりやすい広報に努め、啓発活動を行います。

③ 事業所等との連携

男女共同参画社会において男女平等の大きな課題を抱える市内の多くの事業所、団体、機関などが、男女共同参画社会の必要性・重要性を認識し、主体的に取り組むことができるよう、広報・啓発活動を行います。

④ 国・県、近隣の自治体等関係機関との連携

本計画を推進していくにあたり、国・県や近隣自治体等との連携を図るとともに、本市からの情報発信を積極的に行います。

(3) 市の男女共同参画に求められる各々の役割（あるべき姿）

市民一人ひとりが、自分自身の行動に責任を担い、自立して自己実現を図っていけるよう、それぞれの立場で男女共同参画を身近なものとして理解し、意識づくりを進めることが重要です。

各立場（視点）から重要、かつ積極的にできることを整理し、周囲に効果的な啓発活動につなげられるよう努めます。

各立場 (視点)	役 割
市	男女共同参画の推進に関する施策を、総合的、計画的に推進します。
市 民 (地域住民)	一人ひとりが家庭・地域・職場等において男女共同参画に関する理解を深め、その推進に努めます。
教育関係者	男女平等の意識づけは、幼少期からの教育が有効かつ必要不可欠と考えられ、本市における教育関係者は、男女平等に配慮した教育課程や日頃の生活指導など、男女共同参画社会の実現を担う人材の育成に努めます。
事業所	男女共同参画の推進に積極的に努め、市が実施する施策に協力します。

(4) 計画の進行管理

本計画を実効性のあるものとするため、個々の施策の進捗状況を定期的に点検・評価することにより、進行管理を行います。

(5) 評価指標

本計画における評価指標を設定しました。

項 目	現状値	目標値	備考
「男女の地位は平等になっている」と回答した市民の割合（男女共同参画に関する市民意識調査）	18.2% （平成27年度）	25.0%	
「男は仕事、女は家庭」に「そう思う」「どちらかといえばそう思う」市民の割合 （男女共同参画に関する市民意識調査）	30.9% （平成27年度）	20.0%	
「ワーク・ライフ・バランス」という言葉を「知っている」及び「聞いたことがある」市民の割合 （男女共同参画に関する市民意識調査）	40.8% （平成27年度）	50.0%	
保育サービスの充実、施設の整備に満足する市民の割合 （子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査）	19.1% （平成25年度）	50.0%	
子育て支援施策の促進に満足する市民の割合 （子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査）	16.3% （平成25年度）	30.0%	
学童保育を利用した児童数	206人 （平成27年度）	356人	
病児・病後児保育の年間利用者数（延べ数）	0人 （平成27年度）	194人	
DV被害者のうち「誰にも相談しなかった」と回答した市民の割合 （男女共同参画に関する市民意識調査）	52.1% （平成27年度）	40.0%	
審議会等の女性委員の割合	25.2%	30.0%	
市の管理職（課長以上）に占める女性職員の割合	6.5%	10.0%	
市の監督職（係長以上）に占める女性職員の割合	23.7%	30.0%	

第2章 計画の理念と目標（施策の体系）

1 鴨川市のめざす地域社会（基本理念）

本市では、平成22（2010）年3月に策定した「鴨川市男女共同参画計画」の基本理念「^{みんな}男女が互いに思いやり、いきいきと活躍できる社会の実現」に基づき、男女共同参画の基本的な施策・事業を推進してきました。

しかし、人々の意識や行動、社会の慣習には差別や偏見、性別役割分担の固定的な考え方が依然として見受けられ、多様な生き方を阻む課題は、顕在しています。

また、DV被害への対策や、生活困窮者の問題、新たに施行された「女性活躍推進法」等に対応するため、さらに本計画を推進する必要性が高まっており、これまでの理念に基づいた施策を継続的に進めていくことが重要になっています。

本計画では、基本的な焦点を踏まえ、全ての人々が共に支え合い、認め合い、市民一人ひとりがこれまで以上にいきいきと活躍できる男女共同参画社会の実現に向け、これまでの基本理念を継承することとします。

【計画策定の焦点】

- ① 個人の人権を尊重する、共生と平等の社会の実現
- ② 男女が共に個性や能力を活かしつつ、家庭や仕事、地域活動との両立ができる社会環境の整備
- ③ あらゆる年代における、男女共同参画に関する教育・学習の推進

基 本 理 念

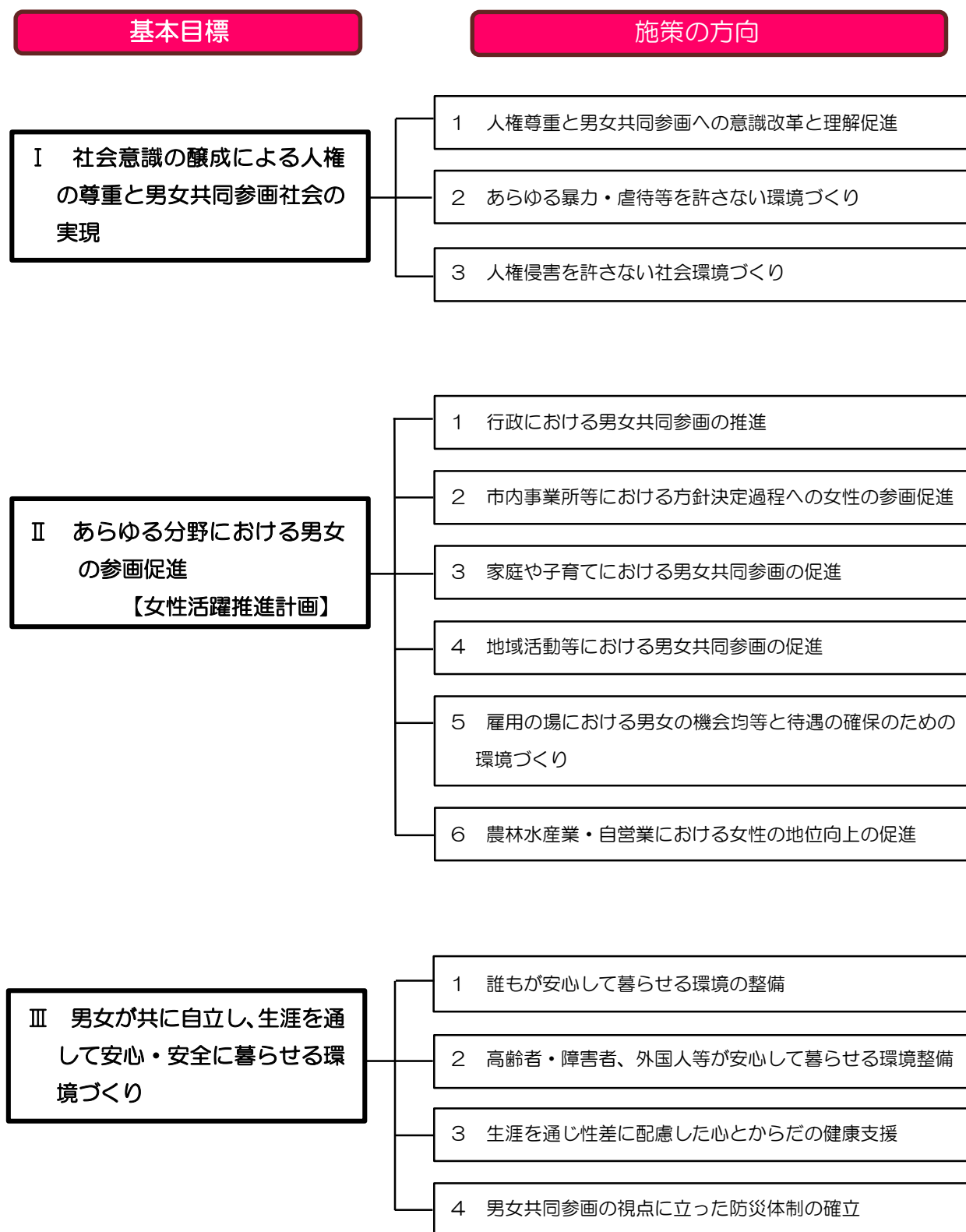
^{みんな}男女が互いに思いやり、いきいきと活躍できる社会の実現

2 計画の基本目標と施策の体系（展開）

男女共同参画社会の実現に向けた施策は、継続して一貫した取り組みが必要です。

しかしながら、社会情勢の変化に伴い、効率的かつ効果的な施策が重要となってきています。そこで、基本目標及び施策の展開を見直し、これまでの施策を継続しながら重点施策を整理検討し、より現実的な取り組みから男女共同参画社会の実現がなされるよう前計画の5つの基本目標を3つの目標に集約して定め、それぞれ関連する施策・事業を体系づけていきます。

〈施策の体系〉



〈施策の展開〉

I 社会意識の醸成による人権の尊重と男女共同参画社会の実現

施策の方向	主要な施策（取組）
1 人権尊重と男女共同参画への意識改革と理解促進	①固定的な性別役割分担意識等の解消に向けた意識啓発の推進 ②男女平等意識の醸成 ③学校教育等における男女平等に関する保育・教育・学習の推進 ④男女共同参画の意識を高める生涯学習の充実 ⑤国際理解の醸成
2 あらゆる暴力・虐待等を許さない環境づくり	①DV（ドメスティック・バイオレンス）等に関する対策の推進 【DV対策基本計画】 ②セクシュアル・ハラスメント等の防止に向けた意識啓発の推進 ③児童・高齢者・障害者に対する暴力の根絶
3 人権侵害を許さない社会環境づくり	①人権に関する相談等の充実 ②男女共同参画に関する調査・研究と、情報の収集・提供 ③メディアや行政刊行物等における人権尊重の十分な配慮

II あらゆる分野における男女の参画促進 【女性活躍推進計画】

施策の方向	主要な施策（取組）
1 行政における男女共同参画の推進	①各審議会等委員への女性の参画促進 ②市役所における男女共同参画の推進
2 市内事業所等における方針決定過程への女性の参画促進	①女性の登用促進に関する働きかけ ②女性の人材の育成
3 家庭や子育てにおける男女共同参画の促進	①ワーク・ライフ・バランスの啓発 ②男性の家事・育児・介護への参画促進 ③教育・保育事業の充実 ④地域が一体となった子育て支援体制の充実 ⑤ひとり親家庭等への支援の充実
4 地域活動等における男女共同参画の促進	①地域社会への啓発 ②地域活動への支援

5 雇用の場における男女の機会均等と待遇の確保のための環境づくり	①女性の労働条件向上と雇用の場における平等の促進 ②就職希望者に対する情報提供 ③働く女性の母性保護及び母性健康管理に関する周知 ④雇用の場の充実
6 農林水産業・自営業における女性の地位向上の促進	①農林水産業における男女の経営参画の促進 ②自営業における男女の経営参画の促進

Ⅲ 男女が共に自立し、生涯を通して安心・安全に暮らせる環境づくり

施策の方向	主要な施策（取組）
1 誰もが安心して暮らせる環境の整備	①総合相談体制の充実
2 高齢者・障害者、外国人等が安心して暮らせる環境整備	①高齢者・障害者の福祉の充実と自立支援 ②高齢者・障害者の社会参画の促進 ③在住外国人に対する支援
3 生涯を通じ性差に配慮した心とからだの健康支援	①母子健康の保持と増進 ②性差に配慮した健康支援対策の実施 ③生涯にわたる健康の包括的な支援
4 男女共同参画の視点に立った防災体制の確立	①女性の参画など性差等に配慮した防災対策の推進

第3章 計画の内容

基本目標 I 社会意識の醸成による人権の尊重と

男女共同参画社会の実現

施策の方向 1 人権尊重と男女共同参画への意識改革と理解促進

男女平等が求められてきた社会の中で、性の違いによる固定観念から偏見や差別などが未だ顕在しており、この固定観念の解消とともに男女共同参画に対する意識を高め醸成することが重要であることから、人権尊重に基づく啓発活動や関連情報の提供を行い意識改革と理解の促進を図ります。

人権の尊重や男女平等については、若年層の早い時期における教育環境等が重要であることから、学校・幼稚園・保育所、認定こども園における男女共同参画への配慮を通し、性別にかかわらず個性と能力を伸ばす教育や保育を行います。

また、幼少期から人権と個性を尊重する心を育むため、男女共同参画の視点に立った家庭教育を促進します。

性についても正しい理解を促進するとともに、子ども達や家庭への支援としてきめ細かい相談体制の充実を図ります。

この様な教育を経た後も、地域社会の一員として子どもから大人へと引き続き、生涯にわたる男女共同参画を学ぶことができるように、様々な分野における学習の場や機会の創出を図り生涯学習の充実に努めます。

男女共同参画の取組みは、国際連合を中心とした世界レベルの問題であり、国際社会への注意を払いつつ市民一人ひとりの国際理解を高めることが大切なことから、地域の国際交流活動などを通し国際理解の醸成を図ります。

① 固定的な性別役割分担意識等の解消に向けた意識啓発の推進

事業名	事業内容	担当課等
固定的な性別役割分担意識等の解消に向けた意識啓発	○「男らしさ、女らしさ」や「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識や慣行等の解消を図るため、意識啓発を行います。	企画政策課

② 男女平等意識の醸成

事業名	事業内容	担当課等
男女共同参画に関する情報の収集と提供	○男女共同参画に関連する情報を収集し、市広報誌やホームページ等を通して広く市民に提供します。	企画政策課
男女共同参画に関するセミナー等の開催	○県などの関連団体との連携のもと、男女共同参画に関するセミナー等のイベントの開催を検討します。	企画政策課

③ 学校教育等における男女平等に関する保育・教育・学習の推進

事業名	事業内容	担当課等
男女平等の視点に立った教育・学習の推進	○学級会や児童会、生徒会といった校内組織における男女平等への配慮や、男女平等に関する歴史の学習の実施など、学校教育活動全般において、子どもの発達段階に即した教育や学習を推進します。 ○教材等の選定にあたり、男女共同参画の視点を加味するよう努めます。	学校教育課
人権教育の推進	○自分自身や他者の生命・人権を尊重し、差別やいじめをしない子どもの育成に向けた人権教育を推進します。 ○人権擁護委員等との連携のもと、市内小学校における人権教室や街頭啓発を支援します。 ○いじめ防止等の対策の充実を図ります。	学校教育課
男女共同参画の視点に立った進路指導の推進	○固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、生徒一人ひとりの資質や適性に応じた進路指導を推進します。	学校教育課
保育所等における男女平等な教育・保育の推進	○不必要に男女を区別することがないように教育・保育を行います。	子ども支援課 学校教育課
職員研修の充実	○教職員等に対して能力向上のための研修を実施します。	学校教育課 子ども支援課
性についての正しい理解の促進	○各中学校へのスクールカウンセラーの配置などにより、性に関する悩みについて子どもが相談しやすい環境を整備します。 ○性教育や健康教育の実施について計画を策定し、外部からの講師の招聘なども含めて、正しい性の理解に向けた教育を推進します。	学校教育課

④ 男女共同参画の意識を高める生涯学習の充実

事業名	事業内容	担当課等
男女共同参画を推進する生涯学習の充実	○男女が共に生活力を身に付けたり、その個性に応じて能力を高め多様な生き方を選択していくための学習機会の充実を図るとともに、市広報誌等を通じた情報提供に努めます。	生涯学習課 企画政策課
図書館における男女共同参画に関する図書の充実	○男女共同参画に対する市民の正しい知識と理解を深めるため、関連図書を整備し活用を図ります。 ○男女共同参画に関する図書の利用件数が増加するように、展示の仕方等を工夫します。	生涯学習課 (図書館)
出前講座への講師派遣事業	○男女共同参画について身近な地域で学べる機会の充実を図るため、出前講座への講師の派遣を検討します。	企画政策課 生涯学習課

⑤ 国際理解の醸成

事業名	事業内容	担当課等
姉妹都市等の諸外国との草の根交流の推進	○姉妹都市であるアメリカ合衆国マニトワック市等との国際交流活動を通して、地域における国際理解の向上と併せ、時代に即した国際的な人材の育成を推進します。	市民交流課
国際交流関係団体に対する支援	○国際交流活動等を実施する民間の国際交流団体の活動を支援します。	企画政策課
CIR(国際交流員)の活用	○CIR を活用し、外国語刊行物等の編集や翻訳、外国からの訪問客の接遇、イベント等における通訳を行うほか、地域住民の異文化理解のための交流活動の充実を図ります。	市民交流課
英語教育の充実	○OALT 等を活用し、市内の小中学校・幼稚園等における英語教育の充実を図ります。	学校教育課 子ども支援課

施策の方向 **2** あらゆる暴力・虐待等を許さない環境づくり

配偶者等からの暴力等の女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。

人権尊重と男女平等の教育を踏まえ、「DV防止法」に基づき、ドメスティック・バイオレンス（DV）やセクシュアル・ハラスメント等のあらゆる暴力を許さない社会を形成し、様々な機会を通じて暴力根絶のための意識づくりに努めます。

被害者に対しては、相談・支援体制を充実し、被害者の気持ちにより添い速やかに関係機関と連携し、適切な対応に努めます。

また、社会問題化している児童虐待や高齢者、障害者への虐待について関係機関との連携体制を強化し、支援に結びつくよう情報収集に努めるとともに相談体制の充実を図ります。

① DV（ドメスティック・バイオレンス）等に関する対策の推進 【DV対策基本計画】

事業名	事業内容	担当課等
DV等に関する周知	ODVやデートDV、人身取引に関する情報等を収集し、市広報誌やホームページ、パンフレットの回覧等を通して提供することにより、市民意識の啓発を行います。	健康推進課
DV被害者を支援する体制の充実	ODV被害者の安心・安全を確保するため、関係機関と連携し、相談支援を実施します。また、DV被害者の保護と心身ケア、社会的自立を促す支援体制の整備を図ります。 ○市広報誌やホームページ等を通して相談窓口を周知します。	健康推進課

② セクシュアル・ハラスメント等の防止に向けた意識啓発の推進

事業名	事業内容	担当課等
庁内におけるセクシュアル・ハラスメント等の防止に向けた意識啓発の推進	○セクシュアル・ハラスメント等の発生状況の把握とともに、防止に向けた職員への意識啓発に努めます。 ○相談者のプライバシーに配慮しながら的確かつ迅速な対応や支援を行うことができるよう、被害者のための相談体制の充実を図ります。	総務課
教育機関におけるセクシュアル・ハラスメント等防止対策の推進	○各小中学校において職場規律の向上を目的とした会議を開催し、セクシュアル・ハラスメント等防止のための取組みを推進します。	学校教育課

事業所等に対する広報・啓発	○セクシュアル・ハラスメント等防止のための情報を収集し、市内事業所等に対する広報・啓発を行います。	農水商工課
---------------	---	-------

③ 児童・高齢者・障害者に対する暴力の根絶

事業名	事業内容	担当課等
児童・高齢者・障害者に対する虐待防止対策の推進	○児童虐待、高齢者虐待及び障害者虐待に係る関係機関の連携強化を図り、虐待の予防、早期発見、早期対応、再発防止その他虐待の防止対策を推進します。	健康推進課 福祉課 子ども支援課
児童虐待の早期発見と被害者支援の充実	○児童虐待の予防と早期発見を図るため、乳児家庭全戸訪問事業を実施します。 ○被害者発見時においては関係機関等との連携のもと、再発防止や親子関係修復等のための支援を行います。	子ども支援課 健康推進課
高齢者に対する虐待の早期発見と被害者支援の充実	○高齢者とその家族を対象として、医療・介護・福祉などに関する総合的な相談窓口の周知を図り、被害者の発見に努めます。 ○鴨川、長狭、江見、天津小湊の各地区において相談の受付を行います。 ○被害者発見時においては関係機関等との連携のもと再発防止や家族関係修復等のための支援を行います。	福祉課 健康推進課
障害者に対する虐待の早期発見と被害者支援の充実	○障害者に対する虐待の早期発見を図るため、本人や家族からの相談を随時受け付けるほか、関係機関等との連携を密にします。 ○被害者発見時においては関係機関等との連携のもと、再発防止や家族関係修復等のための支援を行います。	福祉課 健康推進課

施策の方向 **3** 人権侵害を許さない社会環境づくり

人権侵害について、市内の実情や市民の意識を明らかにした市民意識調査を実施するとともに、情報提供及び啓発することにより男女平等の意識の醸成に努めます。

また、市広報誌やホームページ等の行政による情報発信の際は、ジェンダーに配慮した内容とし、他の情報についてはメディア・リテラシーの向上を促進して、多様な情報からの人権侵害等の排除に取り組めます。

さらに、人権や性別にかかわる不当な差別について、相談窓口を周知・広報するとともに支援体制の充実を図ります。

① 人権に関する相談等の充実

事業名	事業内容	担当課等
人権相談の充実	○全ての人が差別なく幸せに暮らす権利を守るため、千葉地方法務局と連携し、「特設人権相談所」を市内各地区において定期的に開催します。 ○千葉地方法務局との連携を密にし、人権侵犯事件が発覚した場合における調査・救済のための協力体制の整備を進めます。 ○市広報誌及びホームページを通して相談窓口を周知します。	総務課秘書広報室
県女性サポートセンターの周知	○女性が抱える悩み・問題などに関する相談の窓口となる県女性サポートセンターについて周知します。	健康推進課

② 男女共同参画に関する調査・研究と、情報の収集・提供

事業名	事業内容	担当課等
男女共同参画に関する市民意識調査の実施	○男女共同参画に関する市内の実情や市民の意識の現状を明らかにするため、市民意識調査を実施します。また、調査結果をホームページ等に掲載することにより、情報提供・啓発を行います。	企画政策課
他団体における取組みに関する情報の収集と提供	○国、県、近隣自治体の取組み状況について、情報の収集及び提供に努めます。	企画政策課

③ メディアや行政刊行物等における人権尊重の十分な配慮

事業名	事業内容	担当課等
行政刊行物等における表現の十分な配慮	○市広報誌やホームページ等を通して情報発信を行う際に、性別に関する固定観念に捉われない表現を行うように努めます。	各所属
メディア・リテラシーの向上促進	○メディア・リテラシーの向上を促進するため、多様な情報の提供と併せてインターネット端末の開放による学習機会の提供を行います。	総務課

基本目標 Ⅱ あらゆる分野における男女の参画促進

【女性活躍推進計画】

施策の方向 1 行政における男女共同参画の推進

行政において、男女平等社会に基づく対等な構成員として政策の立案・決定の場へ積極的に女性が参画することは、市民一人ひとりが持つ多様な考え方が社会へ反映されていくことと期待されます。

市行政においては、女性の参画は依然少ない状況から、各審議会等における女性委員や市管理職への女性職員の登用を進めるため、人材の発掘と育成に努めることが重要であり、市民及び職員が個々の持つ多様な意見を反映できる行政運営をより一層推進していきます。

また、本市において「女性活躍推進法」に基づく特定事業主行動計画を策定し、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組みを推進します。

① 各審議会等委員への女性の参画促進

事業名	事業内容	担当課等
審議会等における女性委員の登用の促進	○「鴨川市附属機関等の設置及び運営等に関する指針」に基づき、各審議会等における女性の登用率が30%以上になるように努めます。	総務課 各所属
行政情報の積極的な公開	○市民の市政への関心を高め、更なる参画を促進するため、行政情報の積極的な公開に努めます。	各所属

② 市役所における男女共同参画の推進

事業名	事業内容	担当課等
女性職員の管理職への登用の促進	○性別にかかわらず、個人の能力と適正に応じた職員配置と管理職への登用を行います。	総務課
女性職員の職業生活における活躍の推進	○特定事業主行動計画に基づき、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組みを推進します。	総務課
市役所における育児・介護休業等に関する職場環境の整備	○育児・介護休業制度、育児・介護のための勤務時間短縮等の措置や時間外労働の免除の請求をすることができる制度等について、職員への周知・定着を推進します。	総務課

施策の方向 **2** 市内事業所等における方針決定過程への

女性の参画促進

女性が自らの意志による社会参画を実現するためには、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮できる環境づくりが必要です。

市内の事業所等で働くすべての男女が、共に支え合い、責任を分かち合い、個々の能力を発揮することで地域経済のより一層の活性化を図るため、事業者や団体等に対し方針決定過程への女性参画に取組み拡大するよう、周知広報による啓発を進めます。

① 女性の登用促進に関する働きかけ

事業名	事業内容	担当課等
事業所等に対する広報・啓発	○関連する情報を収集し、市内事業所等に対する広報・啓発を行います。	農水商工課

② 女性の人材の育成

事業名	事業内容	担当課等
研修会などに関する情報の収集と提供	○女性の能力向上のために開催される研修会等の情報を収集し、市広報誌やホームページ等を通して提供します。	企画政策課

施策の方向 **3** 家庭や子育てにおける男女共同参画の促進

国の取組みとして進められているワーク・ライフ・バランスは、一人ひとりが心身ともに健康かつ喜びに満ちた人生を送るため、仕事と家事、出産・育児などの家庭生活や趣味、地域における活動などが調和した状態を目指しており、男女が共に家庭生活における責任と喜びを分かち合い、その他の活動と両立できることが必要です。

そのため、特に男性の家庭生活への参画促進に取り組むとともに、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発を推進します。

ワーク・ライフ・バランスにおける課題としては、出産・子育てに関することが大きく、公的なサービスや地域一体となった子育て支援とともに高齢者等の介護支援を含めた体制強化が必要であることから、地域住民が互いに支え合う総合的な地域福祉の充実を図ります。

また、ひとり親家庭等においてはさらに安心して生活していく支援が必要であり、仕事と家庭を両立するための環境づくりのため、経済的支援や相談体制の充実を図ります。

① ワーク・ライフ・バランスの啓発

事業名	事業内容	担当課等
事業所等に対する広報・啓発	○ワーク・ライフ・バランスに関連する情報を収集し、市内事業所等に対する広報・啓発を行います。	農水商工課

② 男性の家事・育児・介護への参画促進

事業名	事業内容	担当課等
男性の食生活改善事業	○主に高齢男性の食の自立を目的として、健康づくりに関する知識や調理技術の向上に関する講習会等を実施します。	健康推進課
パパママ学級の開催	○男女が共に力を合わせて育児に参加できる社会づくりを促進するため、意識啓発と技術指導を兼ねたパパママ学級を開催します。	健康推進課
育児、介護等に関する講座等への参加促進	○育児や介護等に関する各種講座等への男性の参加が促進されるように、開催日時や講座のテーマ等について工夫します。	健康推進課

③ 教育・保育事業の充実

事業名	事業内容	担当課等
新たな幼保一元化の推進	○一体型施設や近接施設において、4・5歳児には幼稚園での幼児教育を提供し、0～5歳児の共働き家庭の児童には保育サービスとして朝夕の延長保育を提供する幼保一元化を引き続き推進します。	子ども支援課 学校教育課
教育・保育サービスの充実	○多様な保育ニーズに対応したサービスの充実を図るため、延長保育、一時保育、預かり保育を継続して推進します。	子ども支援課 学校教育課
学童保育の充実	○市内の留守家庭児童の健全育成と事故防止のため、学童クラブを運営する団体に補助金を交付するほか、運営支援を行います。	子ども支援課

④ 地域が一体となった子育て支援体制の充実

事業名	事業内容	担当課等
事業所等に対する広報・啓発	○育児休業や介護休業の取得に関連して事業所等が措置すべきことに関する情報を収集し、広報・啓発を行います。	農水商工課
子育てに関する相談事業	○育児相談及び健診後のフォロー等を目的として、各種相談事業を実施します。	健康推進課 子ども支援課
地域子育て支援の充実	○子育てに関する支援を総合的に行うことにより、子育て環境の整備と児童の健やかな育成を図ります。	子ども支援課
ファミリー・サポートセンターの利用促進	○子育てを支援したい人と子育て支援サービスを受けたい人の相互援助組織であるファミリー・サポートセンターの利用を促進します。	子ども支援課

⑤ ひとり親家庭等への支援の充実

事業名	事業内容	担当課等
ひとり親家庭等に対する経済的支援	○ひとり親家庭等における負担を軽減し、子どもを健全に育成していくための経済的支援を実施します。	子ども支援課
ひとり親家庭等を対象とした相談受付と情報提供の実施	○関連する福祉サービスや無料法律相談窓口等の情報提供を行います。また、民生委員や児童委員等により、福祉に関する相談や指導助言等を実施します。	子ども支援課

施策の方向 **4** 地域活動等における男女共同参画の促進

地域社会への参画は、自身のワーク・ライフ・バランスを充実させるだけでなく、誰もが安心して暮らせる地域福祉の充実とともに、活力ある社会を形成する支援となります。

男女共に、誰もが地域社会の一員として主体的に地域活動に参画し、活力ある地域社会を形成するため、地域活動への支援を推進します。

① 地域社会への啓発

事業名	事業内容	担当課等
地域社会に対する広報・啓発	○市広報誌やホームページ等への掲載や自治組織等を単位とした回覧を通して、地域社会に対する広報・啓発を行います。	市民交流課

② 地域活動への支援

事業名	事業内容	担当課等
市民活動団体等が取り組むまちづくりに対する支援	○市内の市民活動団体や自治組織等が自主的かつ主体的に行うまちづくりに対して、財政的支援を行います。	市民交流課
自治組織等の維持・活性化の促進	○自治組織等への各種支援の実施を通して、組織の維持と活性化を図り、行政との連携・協働を促進します。	市民交流課
市民活動団体の活性化の促進	○まちづくりの担い手となる市民活動団体に関する情報を提供し、市民の参画促進へ向けた意識啓発と団体間の交流による地域活動の活性化を図ります。	市民交流課

施策の方向 **5** 雇用の場における男女の機会均等と

待遇の確保のための環境づくり

女性の雇用の場における待遇は、男女雇用機会均等法や労働基準法の改正などを通し環境が改善されてきましたが、依然として男女の格差は顕在しています。

女性の労働環境が向上するため、雇用の場を提供する企業や事業所・団体等に対する啓発を行うとともに、就業希望の女性に対しては、求人に関することや職業能力開発事業等の情報提供及び相談等の支援に努めます。

① 女性の労働条件向上と雇用の場における平等の促進

事業名	事業内容	担当課等
事業所等に対する広報・啓発	○女性の雇用と労働条件向上に関する情報を収集し、市内事業所等に対する広報・啓発を行います。	農水商工課

② 就職希望者に対する情報提供

事業名	事業内容	担当課等
求人情報の提供及び相談窓口の設置	○市外のハローワークまで行かなくとも市内の求人情報を閲覧できるよう、市役所 1 階において求人情報を公開するとともに、定期的に相談窓口を設置します。	農水商工課
女性の再就職の促進	○ハローワーク等の関係機関と連携し、女性の再就職希望者に特化した相談窓口を周知するとともに、職業訓練など、職業能力開発に関する情報の提供に努めます。	農水商工課

③ 働く女性の母性保護及び母性健康管理に関する周知

事業名	事業内容	担当課等
事業所等に対する広報・啓発	○男女雇用機会均等法や労働基準法、母子保健法等に基づく妊娠・出産等の母性保護や健康管理のあり方について情報を収集し、市内事業所等と就労者に対して広報・啓発を行います。	農水商工課

④ 雇用の場の充実

事業名	事業内容	担当課等
雇用の場の充実	○市内における就労の場が充実するよう企業の誘致に努めるとともに、既存企業や新規起業者への低利融資等の支援を行います。	企画政策課 農水商工課

施策の方向 **6** 農林水産業・自営業における女性の地位向上の促進

本市の基幹産業でもある農林水産業、商工業等の自営業において、男性（夫）が事業主で女性（妻）が家族従業員となっていることが多く、女性が抱える負担の大きさと果たしている役割が適正に評価され、女性の地位向上が促進されるよう啓発に努めます。

また、自営業の男女共同参画経営を推進するため、家族経営協定の締結を推奨し、意思決定の場への女性参画を促進するとともに、能力開発の支援などを関係団体と連携して取り組みます。

① 農林水産業における男女の経営参画の促進

事業名	事業内容	担当課等
家族経営協定の締結の促進	○認定農業者を対象とした研修等において、家族経営協定の締結による男女のパートナーシップの確立について啓発を行います。	農水商工課
農業体験セミナーの開催	○新規就農希望者の経営の安定及び就農の継続・定着を促進するため、関係団体等と連携して農業に関する体験セミナーを開催します。	農水商工課
農林水産分野における女性の経営参画の促進と起業支援	○県や周辺市町村などの関係団体との連携により、農林水産分野における女性起業家や起業グループの活動を支援する体制を整備します。	農水商工課

② 自営業における男女の経営参画の促進

事業名	事業内容	担当課等
自営業者への啓発と情報提供	○商工会等の関係団体と連携し、男女共同参画についての啓発や情報提供を行います。	農水商工課
経営支援及び企業環境の整備	○既存の自営業者の経営の健全化・安定化と、新規に起業を行う者に対して、資金融資に際しての利子補給等を行います。	農水商工課

基本目標 Ⅲ 男女が共に自立し、生涯を通して

安心・安全に暮らせる環境づくり

施策の方向 **1** 誰もが安心して暮らせる環境の整備

女性を取り巻く生活環境は、高齢者介護やひとり親家庭等、雇用条件の格差等と厳しい現状となっています。

また、生活保護を受ける前の人も含めた生活困窮者の増加とともに、ひとり親家庭等や若い女性の貧困化も社会問題となっているなかで、生活困窮者自立支援制度が施行（平成27（2015）年4月）されており、生活上の困難に対する相談等を含め適正な生活支援を推進し、女性の経済的自立を促します。

① 総合相談体制の充実

事業名	事業内容	担当課等
福祉総合相談センターの充実	○福祉等の複合的な課題を、福祉総合相談センターがワンストップサービスにより迅速かつ的確に対応します。	健康推進課
生活困窮者の自立支援	○生活困窮者自立支援事業を実施します。	健康推進課 福祉課

施策の方向 **2** 高齢者・障害者、外国人等が安心して

暮らせる環境整備

高齢者や障害者が安心して暮らせる地域であるため、介護保険制度の円滑な運営とともにサービスの提供に努め、介護などの負担が女性に集中することがなく、いきいきと過ごせる生活環境を整えます。

また、市内在住の外国人や誰もが暮らしやすい環境をめざし、地域が一体となって助け合う支援体制の充実を図ります。

① 高齢者・障害者の福祉の充実と自立支援

事業名	事業内容	担当課等
高齢者の自立支援	○運動や食事に関する教室の開催や保健指導を通して高齢者の生活習慣病を予防するとともに、介護予防プランの作成やそれに基づく運動器の機能向上事業の実施、介護予防サポーターの育成により、要介護状態や認知症を予防するための取組みを実施します。	健康推進課
障害者の自立支援	○本市において策定した障害者基本計画及び障害福祉計画に基づき、各種支援サービスを実施します。	福祉課
介護・福祉環境の充実	○高齢者や障害者、家族等が必要なサービスを安心して利用できるように、相談業務を通して個別のケースに応じた適切なサービスや情報の提供を行います。	健康推進課 福祉課

② 高齢者・障害者の社会参画の促進

事業名	事業内容	担当課等
高齢者の活動の場の充実	○老人クラブやシルバー人材センター、自主的に介護予防を実践する市民団体等への支援を通して、高齢者の活動の場の充実を図ります。	健康推進課
高齢者学級の開講	○公民館を主な活動の場として、講演会や研修会などを開催するほか、保健師や栄養士による健康相談・体力測定を行います。	生涯学習課 (公民館)
就職希望者に対する求人情報の提供(再掲)	○市外のハローワークまで行かなくとも市内の求人情報を閲覧できるよう、市役所 1 階において求人情報を公開するとともに、定期的に相談窓口を設置します。	農水商工課

障害者の就労支援	○ハローワークや千葉障害者職業センターなど関係機関との連携を通して、障害者の就労支援を推進します。	福祉課 農水商工課
福祉タクシー事業	○重度心身障害者が福祉タクシーを利用する際に料金の全部又は一部を助成することにより、社会参画を促進します。	福祉課

③ 在住外国人に対する支援

事業名	事業内容	担当課等
外国人相談窓口の設置	○在住外国人が言語や文化の違いにより孤立することなく安心して暮らすことができるように、外国語により対応する相談窓口を設置し、各種相談の受付を行います。	市民交流課
市内在住の外国人への生活支援の充実	○外国人向けの暮らしのガイドや防災マップ等を充実させるとともに、各種交流イベントや防災教室を開催します。	市民交流課

施策の方向 **3** 生涯を通じ性差に配慮した心とからだの健康支援

誰もが互いに思いやり、いきいきと活躍できる社会の実現には、男女がお互いの性を尊重し合い、それぞれの心身の特性を十分理解することが大切です。

そのため、全ての人が健康に暮らしていくための性と生殖に関する理解とともに、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の考え方から啓発に努めます。

特に、女性は男性と異なる健康上の問題に直面するため、各ライフステージに応じた健康の保持・増進に関する支援を充実させ、適切な保健・医療サービスを利用できる環境整備を推進し、性差に配慮した支援に努めます。

① 母子健康の保持と増進

事業名	事業内容	担当課等
妊娠・出産に関する支援	○母子健康手帳の発行により妊婦の健康管理に寄与するとともに、妊婦健康診査の公費負担を通して家計の経済的負担を軽減し、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを推進します。	健康推進課

② 性差に配慮した健康支援対策の実施

事業名	事業内容	担当課等
性差を踏まえた検診事業の実施	○子宮がん、乳がん、前立腺がんの検診など、性差に配慮した検診事業を実施します。 ○疾病の早期発見・予防のため、各種検診の受診率向上に努めます。	健康推進課

③ 生涯にわたる健康の包括的な支援

事業名	事業内容	担当課等
スポーツ・レクリエーションの普及促進	○市内で行われるスポーツ・レクリエーション活動について、活動内容に関する市民への情報提供や、活動拠点となる各種運動施設の整備・開放を行います。 ○関連する活動を行う団体への各種支援を通して、スポーツ・レクリエーションの更なる普及を促進します。	スポーツ振興課

施策の方向 **4** 男女共同参画の視点に立った防災体制の確立

全国的に、地震災害や台風、大雨による大きな被害が頻発しており、本市に影響する災害発生も懸念されていることから、本市の防災対策についても重視されています。

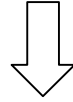
本計画では、これまで被災地からの声として避難所等における女性への配慮が必要との課題が上がっており、本市では女性の視点に立った防災対策を推進します。

併せて、性別に関わらず乳幼児や障害者、高齢者等へ配慮した防災対策について、男女共同参画の視点に立って取組みます。

① 女性の参画など性差等に配慮した防災対策の推進

事業名	事業内容	担当課等
防災対策における性差等への配慮	○鴨川市消防団における女性消防隊員の活動に対する支援などを通して、女性の視点を活かした地域防災活動を推進します。 ○災害発生時における避難場所での生活を想定して、独立した区画を設けるためのパーテーションや各種物資など、女性の視点を盛り込んだ準備を行います。	消防防災課

男と女は別なので、それぞれ個人の特性や考えなど尊重して女性は得意な役割をつくり活躍し、人として平等な共同社会が成り立てばいい。（8件）



8件の自由意見

男女平等と言っている限り本当の男女平等は無理だと思う。

そもそも男女は平等ではない。

女性の社会進出や社会での平等で、少子化にも影響はあるけれど世の中は女性を働かせようみたいな

1 感じて本当にいいのかな？と思う。

女性の管理職を増やそうと言っていてその人が産休等を取れば他の人の負担になってしまうし難しい。それなのに権利ばかり主張してもそれはそれでどうかと思うし、人には役割があるから男女それぞれ役割を果たせばいいと思う。

2 男女平等にはならない。

3 男と女は別な者。人として協同社会で平等であればいい。

男女共同参画は必要ですが、それぞれの感じ方や役割は違うので同じ舞台ではなく女性が得意な部をつくり活躍する方が良いと思います。

4 市民の食生活や介護の改善等、必ず男性をチームに入れることが必要です。女性だけでは統制が取れないことが多い。しかし意見は細かく持っているしアイデアもあるので、改革してほしいです。

5 男・女の体の構造や体力的に異なるので一口に平等にはなり得ない。☆男性に対する質問が少ないのはなぜか？これ以上女性を優遇する必要はない。

6 男女平等というよりはそれぞれの個々がそれぞれに活躍できる社会となるように強く望みます。

いろいろなタイプの人がいるのでまとめ、共同・仲良くは大変だとは思いますが、向いている・できる人は参加し、できない人もいらして良いと思います。世の中何でもありだと思います。

7 絶対に～しなくてはいけないって事もないかな～と感じています。十人十色。

物事には向き不向き、考え方の違い、身体の違いがある。

男女平等は活躍したいと思う人が性別に関係なく挑戦できる環境が整っている必要十分であり、結果として男女が全ての分野で半数を占めるよう目指す事は誤っている。

8 本件の設問も女性は弱く差別されているからもっと優遇して男性と同じ結果を得られるべきの前提に立っていると思われる。

男女個々それぞれがそれぞれ得意な分野で活躍していけば良いと思う。